

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
1	軽易な補修 (消耗材)	2	—	—	—	—	—	—	質問	軽易な補修で示される「消耗材」について、既設施設を維持管理する上で必要な消耗材の名称、型式、1年間に必要な数量を使用設備ごとにご教示願います。	過去の点検記録等を第3回閲覧資料として開示しますので、こちらの資料を参考に事業者で必要数量を検討してください。
2	本事業のスケジュール	5	第1	3	(4)	ウ			質問	「設計・工事期間を短縮する提案をした場合においても、運転維持管理期間は上記期間を変更しない。」との記載がありますが、設計・工事期間を短縮すると、事業者の実施する計画修繕業務(P.32、表4-1参照)が増え、費用も増加することになると認識しています。設計・工事期間の設定は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・工事期間の設定は事業者の提案となりますが、令和21年3月31日を超えることはできません。
3	設計に伴う各種申請等業務 工事に伴う各種申請等業務	6	第1	3	(4)	エ	(ア)		質問	表1-1において、「申請に伴う与条件の整理、関係機関との事前協議、書類作成、申請手続等を行う」とありますが、2026年1月1日の改正行政書士法の施工に伴い、行政書士でない者が「官公署に提出する書類(電磁的記録を含む)の作成を、他人の依頼を受け名目の如何を問わず報酬を得て業として行うこと」は原則として行政書士法に違反することが明確化されました。事業者(請負者)側が許認可申請に係る書類作成等を請負ったうえで、それを行政書士(法人)に再委託する行為も当該法令に抵触するおそれがあります。これらを踏まえ、事業者(請負者)で対応できる業務範囲としては、書類作成の相談に応じることや申請書類に関する官公署(届出窓口)への同行や工事概要説明に限定され、「申請書類の作成、提出作業、申請費用の負担」についてはご発注者である貴企業団が行う、あるいは貴企業団が別途委託した行政書士が行う(申請費用の負担は除く。あくまで発注者による負担が必要)ものであると理解しますが、よろしいでしょうか。	行政書士法を含む法令に反しない範囲で、事業者の費用負担で業務を実施してください。
4	事前調査業務	6	第1	3	(4)	エ	(ア)	表1-1	質問	事前調査業務で埋設物調査を行います、調査の結果、使用できると想定した地中電線路が使用できなかった場合、その工事の費用負担は貴企業団との協議にて決定するという理解でよろしいでしょうか。	既設地中電路は、使用可能であれば流用して構いませんが、機器の構成、配置等の変更や更新方法により、新たに電路が必要な場合は、事業者にて電路を構築してください。 そのうえで、既設地中電路が損傷等により使用できなかった場合は、その工事の費用負担は協議により決定します。
5	設計業務について	6	第1	3	(4)	エ	(ア)	表1-1	質問	申請に伴う与条件の整理、関係機関との事前協議、書類作成、申請手続等を行う。とありますが、廃棄物処理施設の変更申請・特定施設の変更届が該当すると考えておりますが、他に認識されている対象があればご教示いただけますでしょうか。	別紙9 各種申請・手続きの一覧表の手続きを想定しています。その他、下水道の使用にあたっては、別途申請や協議が必要となります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
6	騒音・振動・臭気測定	9	第1	4	(1)	エ	—	—	質問	騒音規制・振動規制・悪臭防止法に基づく各種測定は、事業者が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	騒音・振動・臭気測定	9	第1	4	(1)	エ	—	—	質問	騒音規制・振動規制・悪臭防止法に基づく各種測定について、直近3箇年分の測定記録(測定場所が把握できる資料含め)をご教示願います。	第3回閲覧資料として開示します。
8	整備対象施設及び整備内容	10	第1	4	(3)				質問	排水処理棟の一部改修(防音)について、本事業に引き渡される時点では排水処理棟は健全な状態であり、ヒビ、雨水の侵入などは無く、事業開始後確認された内容によっては、処置費用について協議できるものという理解でよろしいでしょうか。	事業開始後、既設排水処理棟の損傷等が発生した場合は、その原因を企業団と事業者が協議を行い確認したうえで、費用負担を決定します。
9	整備対象施設及び整備内容	10	第1	4	(3)				質問	排水処理棟の一部改修(防音)について、既存建屋の建築図を要求水準の資料として添付いただけるという理解でよろしいでしょうか。	第1回閲覧資料で「排水処理建屋(付帯設備含む)関係 竣工図面」を既存建屋の建築図として開示済みです。
10	整備対象施設及び整備内容	10	第1	4	(3)				質問	排水処理棟の一部改修(防音)について、更新設備にて、防音が不要の場合(既存設備以上の音源とならない場合)、防音の改修は不要という理解でよろしいでしょうか。	更新設備が既存設備以上の音源とならない場合であっても、防音対策を求めます。
11	整備対象施設及び整備内容	10	第1	4	(3)				質問	整備対象施設及び整備内容で、更新または撤去する電気設備について、PCB処理の対応は完了済みとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	整備対象施設及び整備内容	10	第1	4	(3)				質問	浄水処理用の監視制御設備の機能増設は別途発注工事とするとありますが、貴企業団からの発注と想定しております。この発注に際して事業者から新たに資料などを提出する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	浄水処理用の監視制御設備の機能増設は企業団の発注となります。機能増設の仕様を決定する必要があるため、必要となる更新後の排水処理施設のシステム構成、信号リスト、施工時期等の資料を提供してください。
13	返送ポンプに関わる計画修繕	11	第1	4	(4)	—	—	—	質問	表1-7(運転維持管理業務の対象施設)の※4で示される返送ポンプについて、「既設の継続利用とする」とありますが、本事業期間における返送ポンプの計画修繕は、32頁表4-1(業務分担表)のとおり、貴企業団の所掌となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	既設放流水設備	11	第1	4	(4)	—	—	—	質問	表1-7(運転維持管理業務の対象施設)の放流水設備について、※5で「本事業開始から新施設設完成までの期間における設備の設置とその運転維持管理業務を対象とする。」とありますが、新施設設完成までの期間に対して、現在設置されている既設設備を流用するか、別途新たに設備を設けるかは事業者の判断によるという理解でよろしいでしょうか。	現在の設備は、仮設備であり、事業開始時は設備がないため、新たに放流水設備を設置するまでの間は、仮設の設備等を設置する必要があります。ただし、別の方法で対応できる場合は、事業者の提案によるものとします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
15	既設放流水設備	11	第 1	4	(4)	—	—	—	質問	表1-7（運転維持管理業務の対象施設）の放流水設備について、※5で記載される「新施設設完成までの期間における設備の設置」を既設設備で流用可能な場合、既設の放流水設備に関して以下ご教示願います。 ①「貴企業団の所有物」と「レンタル・リースなどで手配」されている設備機器の区分け ②レンタル・リースをされている場合には、年間のレンタル・リース費用	現在の設備は、仮設設備であり、事業開始時は設備がないため流用できません。
16	既設放流水設備	11	第 1	4	(4)	—	—	—	質問	表1-7（運転維持管理業務の対象施設）の放流水設備について、既設放流水設備の発電機で使用されている燃料の「仕様」及び「年間使用量」をご教示願います。	燃料は軽油を使用しており、年間使用量は使用期間にもよりますが3500L程度となります。
17	超高濁度の想定について	12	第 1	5	(2)				質問	表1-9※に「超高濁度の濁度推移は、令和元年度の台風19号時の実績から設定した表1-10を想定とし、これに対応できること」とありますが、表1-10は濁度の記載のみであり、対象水量の記載がありません。超高濁度への対応シミュレーションを行うにあたり、想定される対象計画水量をご教示願います。	対象水量は、計画標準水量、計画最大水量及び施設能力となります。
18	相模川上流取水分について	12	第 1	5	(2)				質問	表1-9※に「令和6年12月から「相模川上流（沼本地点）の未利用水利権の活用」により、西長沢浄水場原水のうち相模川上流取水分が増加している」とありますが、相模川上流取水分とは沼本ダムで取水した分ということでしょうか。また導水経路をご教示願います（相模原沈でん池の上流で西長沢浄水場へ分水でしょうか）。また全取水量のうち相模川上流取水分の割合について、令和6年12月以前と以降、また今後の見込み（推移）をご教示ください。	相模川上流取水分とは、沼本ダムで取水した分となります。また導水経路については、沼本ダムから津久井分水池を経由し、淵野辺接合井で飯泉及び社家から取水した原水と合わせり西長沢浄水場に導水されます。 相模川上流取水分は、14.2万m3/日が水利使用上の許可水量であり、期間や水源の状況等で取水量が変更となる場合があるため、割合を提示することはできません。
19	濁度条件と処理時間の目安	12	第 1	5	(2)	—	—	—	質問	表1-9（濁度条件（最大値）と処理時間の目安）の注釈で、「令和6年12月から「相模川上流（沼本地点）の未利用水利権の活用」により、西長沢浄水場原水のうち相模川上流取水分が増加している」とありますが、同表で示される濁度条件と処理時間の目安に変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	現在の排水処理フロー（ろ過池洗浄排水）	14	第 1	5	(3)	—	—	—	質問	図1-1（現在の排水処理フロー）で、ろ過池洗浄排水が排泥池と排水池双方に流入するラインが示されていますが、現在どちらの池に流入させているか（両方に流入させている場合にはおおよその割合）をご教示願います。	ろ過池洗浄排水の一部は、藻類発生の抑制等を目的として、一部を排泥池に流入させています。各池の流入量を計測していないため、排水池と排泥池の流入割合を提示することはできません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
21	排泥回数について	14	第 1	5	(4)	ア			質問	「水量・濁度・排泥回数等の実績値」とありますが、閲覧資料の「排水処理実績」「薬品注入実績」において排泥回数の記録はございません。沈殿池からの1日あたりの排泥回数、排泥1回あたりの流量をご教示願います。また同実績において、沈殿池排泥の濃度についても記録がございません。沈殿池排泥濃度も併せてご教示願います。	沈でん池排泥回数及び排泥1回あたりの流量は開示予定がありませんので、要求水準書を修正します。また、沈でん池排泥濃度については計測しておりません。
22	排水処理実績 (第1回閲覧資料)	14	第 1	5	(4)	ア	ー	ー	質問	第1回閲覧資料の「排水処理実績」について、以下の資料をご開示いただけないでしょうか。 ①「排水処理月報」及び「放流水関係測定データ」のR6(2024)、R7(2025)年度のデータ ②「排水処理月報」のファイル形式がExcelのもの(R6・R7年度については、PDF版含む)	第3回閲覧資料として開示します。 なお、エクセル形式のものは提供できません。
23	ピコプランクトン個体数 について	14	第 1	5	(5)	イ			質問	「濃縮槽並びに排泥池において、ピコプランクトン(小型球形藻類)の個体数が企業団の定める基準値を超えるもの」とありますが、貴企業団の定める基準値をご教示願います。	契約後、引継ぎ期間において具体的な数値を示します。
24	界面活性剤濃度について	14	第 1	5	(5)	ウ			質問	「ろ液槽等において、界面活性剤の濃度が企業団の定める基準値を超えるもの」とありますが、貴企業団の定める基準値をご教示願います。	契約後、引継ぎ期間において具体的な数値を示します。
25	排水池からの返送 (運用範囲)	14	第 1	5	(5)	ア	ー	ー	質問	ただし書きで、「…原水の著しい濁度上昇時等、運用範囲を超える場合は除く。」とありますが、ここで示される運用範囲とは36頁表4-3に示される「通常下限濁度」から「通常上限濁度」の範囲という理解でよろしいでしょうか。	キャリーオーバーの原因が通常の運用範囲を逸脱して発生したものかどうかを、企業団と事業者が協議して決定します。
26	排水池を越流した水	15	第 1	5	(5)	ー	ー	ー	質問	「排水池を越流した水は、河川又は川崎市施設に放流される…」とありますが、越流した場合はすぐに河川又は川崎市施設に放流されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	排水池を越流した水 (放流先)	15	第 1	5	(5)	ー	ー	ー	質問	「排水池を越流した水は、河川又は川崎市施設に放流される…」とありますが、放流先はバルブ等によりどちらかを選択できるとの理解でよろしいでしょうか。 また、放流先は貴企業団の指示に基づき変更するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、本事業において放流することは想定しておりません。
28	排水池を越流した水 (中和処理等)	15	第 1	5	(5)	ー	ー	ー	質問	「排水池を越流した水は、河川又は川崎市施設に放流されることから、企業団の指示に従い、残留塩素の中和処理等を行うこと。…」とありますが、中和処理に必要な薬品及び薬品注入に必要な資機材は、貴企業団からご提供いただくという理解でよろしいでしょうか。	必要な薬品及び資機材は企業団から提供します。ただし、越流の原因が事業者による場合は、使用した薬品代は事業者の負担として別途請求します。
29	排水池を越流した水 (川崎市施設への放流)	15	第 1	5	(5)	ー	ー	ー	質問	「河川に放流した場合は、川崎市へ報告が必要となるため…」とありますが、川崎市施設に放流する場合の報告が必要となるかご教示願います。	川崎市施設へ流入させた場合も通常と異なる事象となるため、報告は必要となります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
30	排水池を越流した水 (河川放流時の情報提供)	15	第 1	5	(5)	—	—	—	質問	「…河川に放流した場合は、川崎市へ報告が必要となるため、事業者は情報を提供し、報告書の作成に協力すること。」とありますが、具体的に事業者はどのような情報をご提供すればよろしいのでしょうか。	河川放流した時間、水量、水質等を想定しています。また、放流に至った原因が事業者側にある場合は、原因や再発防止策等の報告を求めます。
31	更新実施周期について	15	第1	5	(8)				質問	表1-13に定めがないものは、更新実施周期は事業者提案によるものとありますが、監視制御設備は事業期間中に設備更新が必須と考えます。その更新費用は、計画修繕業務の中で見込まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 事業期間中も機能が維持できるように計画修繕を実施下さい。
32	事業終了時における施設の状態	16	第 1	5	(9)	ウ	—	—	質問	「事業終了後1年以内に要求水準書に示された性能及び機能を下回らないこと。…」と記載がありますが、基本的な性能（処理能力等、計測可能なもの）を満足しており、主要な部分に大きな破損がなく良好な状態で継続した運転管理に支障のない状態であれば良いという理解でよろしいですか。	基本的な性能を満たすことに加え、主要な部分に限定するものではなく、各設備が良好な状態で継続した運転管理に支障のない状態であることが必要です。
33	本事業に関わる基本事項	16	第1	5	(9)	ウ			質問	事業終了後1年以内に要求水準書に示された性能及び機能を下回らない事、下回った場合、事業者は自らの費用負担にて修繕を行うと記載がありますが、突発的な機器不具合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
34	他工事との調整	17	第1	6	(4)				質問	貴企業団が発注した工事によって、工程や施工内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。（記載の負荷容量以外のもの）	変更が生じた原因等について、企業団と事業者の双方で協議を行い、設計変更の対象とするかどうかを決定します。
35	他工事との調整	17	第1	6	(4)				質問	貴企業団が予定している別途発注工事で負荷容量が変更となる可能性があるかとありますが、事業者の機器費及び工事材料費用の増大などの負担は貴企業団との理解でよろしいでしょうか。	企業団と事業者の双方で協議を行い、費用負担等を決定します。
36	他工事との調整	17	第1	6	(4)				質問	貴企業団が予定している別途発注工事の遅れなどによって、事業者が提案した工期に変更や延長などが生じ、事業者の工事費用の増大などが発生した場合の負担は貴企業団との理解でよろしいでしょうか。	企業団と事業者の双方で協議を行い、費用負担等を決定します。
37	要求水準書等に記載のない事項への対応	17	第 1	6	(7)				質問	「要求水準書及びこれに基づく事業者提案に記載のない事項であっても、要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や運転維持管理業務については、事業者の責において行うこと。」とありますが、要求水準で施設性能、施設水準が明示されていない場合においては、当該項目の適用是非、費用負担について貴企業団との協議による、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
38	要求水準書等に記載のない事項への対応	17	第 1	6	(7)				質問	「要求水準書及びこれに基づく事業者提案に記載のない事項であっても、要求水準で求める施設性能や施設水準を発揮・維持するために、事業者側で実施が必要となる整備や運転維持管理業務については、事業者の責において行うこと。」とありますが、要求水準に記載されている条件（濁度など）から外れた条件においては、当該項目の適用是非、費用負担について貴企業団との協議による、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
39	要求水準書等に記載のない事項への対応	17	第 1	6	(7)	—	—	—	質問	「要求水準書及びこれに基づく事業者提案に記載のない事項であっても、…事業者の責において行うこと」との記載がありますが、不可抗力や与条件の逸脱など、事業者の責によらないものについては、その限りでないとの認識でよろしいでしょうか。	事象の帰責事由を踏まえて、事業者と企業団の双方が協議して決定します。なお、不可抗力については、リスク分担表の通り、一部は事業者負担となります。
40	要求水準の変更 (入札公告から事業開始までの期間)	17	第 1	6	(8)	—	—	—	質問	事業期間中に「法令等の変更」や「自然災害、感染症の流行、事故等の発生」等により契約変更を行う場合があることが記載されていますが、入札公告から事業開始までの期間に契約内容や費用等に影響を与えることが明らかな事象が発生した場合には、本項と同様に協議していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	水道法第21条に基づく健康診断（定期）	18	第 1	6	(9)	ア	—	—	質問	「…水道法第21条で定める定期及び臨時の健康診断を受診し、結果を企業団に提出すること。」とありますが、3～4日以内/月などの短期間で立ち入る場合においては、定期の健康診断の実施及び報告書の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	現場で従事する期間が通算して3ヶ月未満の場合は必要ありません。
42	水道法第21条で定める健康診断（臨時）	18	第 1	6	(9)	ア	—	—	質問	「…水道法第21条で定める定期及び臨時の健康診断を受診し、結果を企業団に提出すること。」とありますが、臨時の健康診断は、貴企業団の指示に基づき実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	関係法令等	18	第1	6	(10)	ア			質問	今回の工事で環境アセスメント届は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
44	環境影響評価について	19	第 1	6	(10)	イ	2		質問	遵守すべき関係法令において川崎市環境影響評価に関する条例の記載がありますが、本事業における環境影響評価の必要性について、貴企業団の事前確認に基づくご判断をご教示願います。必要と判断されている場合、必要となる要件をご教示願います。不要と判断されている場合、入札後に担当部局より必要と判断された場合、事業工程の変更や追加費用については設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか（ご発注条件の変更であり、また当該評価にかかる費用と時間は膨大であり、事業運営に与える影響が大きいため）。	環境影響評価について事前確認の結果、不要と判断しています。 万が一、契約後に担当部局から必要との判断がされた場合は、ご理解の通りです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
45	アスベスト含有建材、資機材の撤去について	22	第2	2	(2)	エ			質問	「工事にあたり必要なアスベスト調査を実施すること」とありますが、調査の結果、アスベスト含有建材及び資機材が確認された場合、もしくはみなし含有と判断された建材及び資機材について、その撤去工事費用については設計変更対象と理解しますがよろしいでしょうか(入札後の調査や化学分析で初めて明確になる結果であり、入札時に費用計上することは不可であるため)。	要求水準書案(P25)に記載のとおりです。
46	施工中の運用面の対応について	24	第2	3	(1)	ウ	(ア)		質問	「運用中の脱水機の定期修繕も考慮したうえで、脱水機は1台ずつ更新すること」とありますが、脱水機1台更新工事中に1台定期修繕が入った場合、残り3台での運用となります。通常時に対して3/4倍の処理能力となることから、その様な場合は処理水量を通常時の3/4倍にするなどの対応をとっていただけるものと理解しますがよろしいでしょうか。	脱水機3台運用においても、処理水量を減らす対応は予定しておりません。
47	施工中の運用面の対応について	24	第2	3	(1)	ウ	(ア)		質問	「運用中の脱水機の定期修繕も考慮したうえで、脱水機は1台ずつ更新すること」とありますが、既設脱水機の定期修繕内容と頻度、必要修繕期間についてご教示願います。	修繕内容等については、第3回閲覧資料として開示します。
48	設計業務の進め方	24	第2	3	(2)				質問	建設企業と維持管理企業が出席する全体協議のほか、内容によっては設計企業だけ参加する個別協議も実施できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
49	設計業務に係る協議の参加者	24	第2	3	(2)	—	—	—	質問	設計業務に係る協議・調整について、「設計業務に係る協議は設計企業だけでなく、建設企業、維持管理企業等、対象施設に関する各担当者を出席させること」とありますが、協議・調整の内容に応じて必要となる企業の担当者を出席させるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
50	設計業務の進め方	24	第2	3	(2)				質問	設計業務に係る協議は設計企業だけではなくとありますが、設計業務を建設企業が行う場合は、設計企業を建設企業と読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
51	アスベストに関連する撤去費用	25	第2	4	(1)	イ	(ア)		質問	アスベスト含有建材の撤去費用につきましては、双方協議のうえ、貴企業団のご負担とさせていただいております。つきましては、機械・電気設備においてアスベスト撤去の対象となるものが含まれる場合も、同様の扱い(貴企業団のご負担)になるという理解でよろしいでしょうか。	撤去に掛かる費用は、企業団と事業者の双方で協議を行い、企業団の負担とすることを原則とします。
52	アスベストに関連する撤去費用	25	第2	4	(1)	イ	(ア)		質問	アスベスト含有が判断つかない建材をみなし処分した場合でも同様の扱い(貴企業団のご負担)になるという理解でよろしいでしょうか	No. 45、51の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
53	既設加温設備	26	第2	4	(1)	ウ	(ク)	—	質問	「既設加温設備は、使用していないため撤去すること」とありますが、閲覧資料の排水処理月報(2019～2023年度)では2024年3月に高温ボイラの使用履歴があり、直近まで使用されていたことが推察されます。これを踏まえ、以下ご教示願います。 ①既設加温設備の使用停止された年月日 ②使用停止の理由(既設施設の管理が含まれるため、例えば故障に起因する場合には、事業者で復旧した上で使用することが可能か確認する観点で質問させていただくものです。)	①については、2025年2月13日です。 ②については、加温を行わなくても二次濃縮装置と脱水機の組合せで、排水処理の運用ができたことによるものです。
54	既設加温設備に関わる点検・測定	26	第2	4	(1)	ウ	(ク)	—	質問	「既設加温設備は、使用していないため撤去すること」とありますが、撤去までの期間に関する日常点検や大気汚染防止法に関わる測定は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
55	電気の要求水準	26	第2	4	(1)	エ	(ア)		質問	非常用発電機での稼働も考慮した排水処理施設の使用電力を検討することとありますが、非常用発電機の対象負荷容量の上限値はありますでしょうか。	第3回閲覧資料として開示する予定の浄水場側の負荷電力量から検討してください。
56	電気の要求水準	26	第2	4	(1)	エ	(イ)		質問	薬品館電気室から高圧電力を2系統引き込むこととありますが、2系統は現状使用している2系統を利用するものでしょうか。それとも現状で使用していない系統を用意していただけるのでしょうか。	現状使用している2系統の利用となります。 なお、薬品館電気室は、令和8年～10年に予定している受配電設備更新工事において、盤配置が変更となる予定であるため、別紙13_電気設備更新図(7/9)を修正します。
57	監視制御設備	26	第2	4	(1)	エ	(オ)	—	質問	「維持管理において必要な情報が収集できる監視制御設備とすること。」とありますが、必要な情報とは事業者の判断により定めることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、要求水準書P.26 エ(キ)の通り、浄水場監視制御システムにおいて、既設同等の設定操作権限や信号の表示をするための情報は必要となります。
58	電気の要求水準	26	第2	4	(1)	エ	(カ)		質問	浄水場監視制御システム等の既設メーカーに限定される改造工事については、貴企業団が別途発注するとのことですが、貴企業団の別途発注工事の遅延などに伴い、事業者が提案した工期に変更や延長などが生じ、事業者の工事費用の増大などが発生した場合の負担は貴企業団との理解でよろしいでしょうか。	企業団と事業者の双方が協議して決定します。
59	電気の要求水準	26	第2	4	(1)	エ	(カ)		質問	浄水場監視制御システム等の既設メーカーに限定される改造工事については、貴企業団が別途発注するとのことですが、事業者が提案した工程・切替方法にて、浄水場監視制御システムの改造が、複数年度で発生する場合には、その都度対応して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、複数年にわたりシステム改造が発生する場合は、浄水処理への影響を軽減させるため、改造内容や時期を極力まとめるようご配慮下さい。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
60	電気の要求水準	26	第2	4	(1)	エ	(カ)		質問	浄水場監視制御システムと必要な情報を相互通信できる監視制御設備とすること。なお、浄水場監視制御システム等の既設メーカに限定される改造工事については、企業団が別途発注する。とありますが、浄水場監視制御システムへの伝送方式を変更する場合、その改造費用は事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	浄水場監視制御システムへの伝送方式の変更に伴い、浄水場監視制御システムの改造工事が発生した場合は、企業団が別途発注し、その費用は企業団負担となります。
61	ITV設備 (現在の監視対象)	26	第2	4	(1)	エ	(ク)	—	質問	「ITV 設備で監視できる対象は、事業者の提案のうえ、企業団と協議により決定する。」とありますが、現在ITV設備で監視されている対象をご教示願います。	第3回閲覧資料として開示します。
62	電気の要求水準	26	第2	4	(1)	エ	(ク)		質問	ITV設備で監視できる対象は、事業者の提案のうえ、貴企業団と協議により決定するとありますが、監視対象が提案から増加した場合は、工事費用も含めて協議を行うとの理解でよろしいでしょうか。	契約後に監視対象が増加した場合は、企業団と事業者が協議して決定します。
63	電気の要求水準	26	第2	4	(1)	エ	(コ)		質問	盤構成及び配置は、将来の設備更新や機能増設を考慮…とありますが、将来とは、本事業の設計・工事期間である令和21年3月31日までとの理解でよろしいでしょうか。	本事業終了（令和35年3月31日）後の期間も含めます。
64	電気の要求水準	26	第2	4	(1)	エ	(サ)		質問	電線管、ケーブルラック等を新設する際は、将来の設備更新や機能増設を考慮…とありますが、将来とは、本事業の設計・工事期間である令和21年3月31日までとの理解でよろしいでしょうか。	No.63の回答を参照してください。
65	電気の要求水準	26	第2	4	(1)	エ	(シ)		質問	故障時等に迅速に交換できる様、必要な部品を確保しておくこととありますが、どの程度の部品まで確保する必要があるでしょうか。想定されている部品があればご教示ください。	必要な予備品・部品等の確保は要求水準事項ですが、その内容や供給体制については事業者提案となります。
66	二次濃縮設備更新について	27	第2	4	(4)	エ			質問	「本体架台及び配管の更新は任意とする」とありますが、架台に付属される防音壁についても更新は任意と理解しますがよろしいでしょうか。	防音壁は架台に含まれない考えであり、更新対象としています。
67	建築物改修について	28	第2	4	(6)	イ			質問	「脱水機設備等の運転音により、騒音規制値の超過や近隣住宅への影響が生じないように防音対策を講じること」とありますが、近隣住宅への影響というのは、あくまで法規制値を超過することで与える影響、あるいは暗騒音や現況騒音が規制値を超過する場合は現況を著しく超過することで与える影響を意味しており、それらに対する防音対策が要求水準と理解します。法規制を満足（暗騒音や現況で既に規制値を超過する場合は現況を著しく超過しないこと）するものの、近隣側の要望で更なる対応を求められる場合は、要求水準を上回るため設計変更による対応と理解します。	更新により騒音が増加することがないように、近隣住宅への配慮として現状と同等以上の効果を求めます。設計変更については、双方で協議したうえで判断します。
68	下水放流基準について	28	第2	4	(8)	イ			質問	「下水放流とする場合は、下水道の基準及び水量条件を川崎市と協議のうえ決定し」とありますが、現状の届出水量をご教示願います。	令和8年度（4/20～7/31）の届出水量（予定総排水量）は、16,800㎥となります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
69	下水放流する場合の下水道の基準及び水量条件	28	第2	4	(8)	イ	—	—	質問	「下水放流とする場合は、下水道の基準及び水量条件を川崎市と協議のうえ決定し…」とありますが、下水道の基準と水量条件について、現状の貴企業団と川崎市の取り決め内容をご教示願います。	下水道の基準については等々力処理区の「公共下水道への下水の排除基準表」を参照してください。また水量に関しては、No.68の回答を参照してください。
70	工事全般	30	第3	2	(1)	ア			質問	浄水場の運用により、工事の実施時期等について調整が必要な場合は、双方協議のもと対応を決定すること。とありますが、当初計画と異なる工程や改造が必要になった場合は設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	当該事象が発生した場合には、企業団と事業者の双方が協議して決定します。
71	工事全般	30	第3	2	(1)	ウ			質問	事業者は、工事着工に先立ち、近隣の調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。なお、工事中に近隣調整が必要となった場合においても、事業者が主体的に対応すること。とありますが、主体は事業者としても、貴企業団も最大限協力していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
72	工事全般	30	第3	2	(1)	ケ			質問	使用材料は新品とすることと記載にありますが、購入後未使用で保管していたものは新品と認められるという理解でよろしいでしょうか。	使用材料については、事業者の責任において使用の可否を判断してください。
73	産業廃棄物中間処理施設技術管理者の設置	32	第4	1	(1)	—	—	—	質問	「産業廃棄物中間処理施設技術管理者を設置し…」とありますが、本内容は既設施設・新設施設の区分に関わりなく、引継ぎ期間を除く運転維持管理期間中（令和10年4月～令和35年3月31日まで）の配置が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	業務の範囲 (継続利用する設備の計画修繕)	32	第4	1	(1)	—	—	—	質問	「…事業者の判断により継続利用する設備は、新設設備と同様の扱いとして、事業者にて計画修繕、並びに計画外修繕を行うこと。」とありますが、事業者の判断で継続利用する設備の計画修繕は、表4-1のとおり新設設備が稼働するタイミングまでは貴企業団が実施されるという理解でよろしいでしょうか。	提案段階で継続利用する設備としたものについては、事業期間の開始段階から事業者にて、計画修繕・計画外修繕を実施してください。
75	業務日及び業務時間	32	第4	1	(3)	—	—	—	質問	「企業団の指示により上記業務日、業務時間を変更する場合もある…」とありますが、どのような理由による指示を想定されているかご教示願います。	企業団が行う維持管理、浄水場の運用等により指示を行う場合を想定しています。
76	提出書類 (その他の書類)	32	第4	1	(4)	ウ	—	—	質問	〔参考〕川崎市への申請、報告書類として「廃棄物自主管理事業」「産業廃棄物実態調査」「除外施設等維持管理報告書（排水水の水量、水質測定結果）」の記載がありますが、この他に事前に定める提出書類などがありましたらご教示願います。	現段階では、要求水準書（案）に記載以外のものではありません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問/意見	内容	回答	
77	業務の範囲	32	第4	1	(1)			質問	「更新を任意としている設備のうち、事業者の判断により継続利用する設備は、新設設備と同様の扱いとして、事業者にて計画修繕、並びに計画外修繕を行うこと。」との記載がありますが、更新を計画しているが、工事工程の都合上、工事工程の後段に更新する予定の機器については、撤去が完了するまでは既施設として貴企業団にて計画修繕を実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	更新を計画している設備については、撤去が完了するまでではなく、令和21年3月31日を期限として、該当する設備が新設設備の稼働により不要となるまで、企業団が計画修繕を実施します。	
78	業務の範囲	32	第4	1	(1)			質問	既施設の計画修繕は貴企業団になっているが、監視システムは本業務が完了するまで貴企業団で計画修繕を実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	監視制御設備は更新対象設備です。そのため、令和21年3月31日を期限として、新設設備の稼働により既施設が不要となるまでの間は、既設備として企業団が計画修繕を実施します。	
79	業務の範囲	32	第4	1	(1)			質問	「更新を任意としている設備のうち、事業者の判断により継続利用する設備は、新設設備と同様の扱いとして、事業者にて計画修繕、並びに計画外修繕を行うこと。」との記載がありますが、二次濃縮設備を更新しない場合、令和10年4月から撤去が完了するまでの計画修繕は、事業者にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	二次濃縮設備を更新しない場合は、令和21年3月31日までに撤去を行ってください。撤去に伴い、二次濃縮設備の稼働が停止するまでの間は、既施設として企業団が計画修繕を実施します。	
80	提出書類 (その他の書類)	33	第4	1	(4)	ウ	ー	ー	質問	〔参考〕川崎市へ申請、報告書類として示される除外施設等維持管理報告書について、「排出水の水量、水質測定結果」とありますが、想定されている測定箇所、測定方法、測定頻度、測定項目をご教示願います。	測定箇所については、処理前は濃縮槽、処理後は放流水設備の放流槽を想定しています。そのほかに關しては、第1回閲覧資料の放流水関係測定データを参照してください。
81	業務責任者の要件	33	第4	1	(5)	ア	(ウ)	ー	質問	業務責任者の要件として「排水処理施設を含む水道施設等の運転維持管理業務の実務経験…」と記載されていますが、排水処理施設とは「機械脱水方式」のものに限る（天日乾燥床等は含まない）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
82	業務責任者の要件	33	第4	1	(5)	ア	(ウ)	ー	質問	業務責任者の要件として「排水処理施設を含む水道施設等の運転維持管理業務の実務経験…」と記載されていますが、当該要件は「水道施設等の排水処理施設に関わる運転維持管理経験」が求められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、No.81の回答と同様に排水処理施設とは機械脱水方式の運転維持管理業務の実績を求めます。
83	業務副責任者の要件	33	第4	1	(5)	イ	(イ)	ー	質問	業務副責任者の要件として「排水処理施設を含む水道施設等の運転維持管理業務の実務経験…」と記載されていますが、排水処理施設とは「機械脱水方式」のものに限る（天日乾燥床等は含まない）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
84	業務副責任者の要件	33	第4	1	(5)	イ	(イ)	ー	質問	業務副責任者の要件として「排水処理施設を含む水道施設等の運転維持管理業務の実務経験…」と記載されていますが、当該要件は「水道施設等の排水処理施設に関わる運転維持管理経験」が求められるという理解でよろしいでしょうか。	No.83の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
85	業務計画書の提出期限 (業務開始時)	34	第4	1	(6)	—	—	—	質問	「事業全体に係る総合運転維持管理業務計画書並びに事業初年度の年度別運転維持管理業務計画書については、運転維持管理業務契約を締結後、速やかに提出…」とありますが、契約締結が令和9年9月頃、引継ぎ開始が令和9年9月(要求水準書(案)9頁)と、計画書の作成・承認を踏まえると発注者・事業者ともに時間の猶予がありません状況になると推察します。 上記を踏まえ、運転維持管理の開始前に「事業全体に係る総合運転維持管理業務計画書並びに事業初年度の年度別運転維持管理業務計画書」を提出する形に変更することは可能でしょうか。	計画書の提出時期については、企業団の確認期間を考慮し、原案のままとします。
86	点検整備指針(電気機械設備編・土木構造物編)	34	第4	1	(6)	エ	—	—	質問	貴企業団の「点検整備指針(電気機械設備編・土木構造物編)」の技術習得とありますが、点検整備の実施にあたっては本指針を参考に、事業者が内容や頻度を定めるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P.40「保守点検業務」の内容を満たしたうえで、事業者が点検整備の計画を立案してください。
87	施設管理システム	34	第4	1	(7)	—	—	—	質問	「…企業団の施設管理システムに登録すること。」との記載がありますが、本システムの説明、留意事項や登録方法などの使用手順については、引継ぎ期間にて貴企業団より事前説明が行われるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	施設管理システム (事業者の準備物)	34	第4	1	(7)	—	—	—	質問	貴企業団の施設管理システムに各種情報を入力するにあたり、事業者で準備が必要なもの(PCや専用端末など)があればご教示願います。	現段階では、特にありません。
89	マニュアルの著作権	35	第4	1	(8)	ア、イ	—	—	質問	事業者が作成する「排水処理施設運転要領」「排水処理施設維持管理要領」「排水処理施設緊急時対応要領」等の著作権は、事業者に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	マニュアルの作成及び整備は本事業の要求水準事項となりますので、著作権は企業団に帰属するものとします。
90	既設施設に関わるマニュアル	35	第4	1	(8)	ア、イ	—	—	質問	本事業は、既設施設に関わる運転維持管理業務が含まれることから、「排水処理施設運転要領」「排水処理施設維持管理要領」「排水処理施設緊急時対応要領」等の各種マニュアル及び運転計画をご開示願います。	開示可能なマニュアル等に関しては第3回閲覧資料として開示します。なお、既設施設の運転維持管理業務については、契約後から業務開始までの業務引継ぎ期間にて技術習得をお願いします。
91	執務室の貸与 (引継ぎ期間)	35	第4	1	(9)	—	—	—	質問	執務室について、本事業の開始に伴う引継ぎ期間(令和9年9月～令和10年3月31日)においても、事業期間と同様に無償貸与いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、場所及び広さについては契約後、企業団と事業者が協議して決定します。
92	ユーティリティ等の調達・負担 (貴企業団の調達・事業者の調達)	35	第4	1	(10)	イ	(ア)	—	質問	電気(電気式加温設備を設けた場合)における事業者が企業団に支払う使用料(基本料金・電力量単価・燃料費調整単価・再生可能エネルギー発電促進賦課金単価などの内、支払いが必要なもの)をご教示願います。	基本料金、電力使用量料金、燃料費調整単価等に相当する費用の負担を求めることを予定していますが、詳細については、契約後、企業団と協議して決定します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
93	ユーティリティ等の調達・負担 (貴企業団の調達・事業者の調達)	35	第4	1	(10)	イ	(イ)	—	質問	下水道(貴企業団の調達・負担以外で利用する場合)における事業者が貴企業団に支払う使用料(基本料金・従量料金などの内、支払いが必要なもの)をご教示願います。	基本料金、従量料金等に相当する費用の負担を求めることを予定していますが、詳細については、契約後、企業団と協議して決定します。
94	ユーティリティ等の調達・負担 (貴企業団の調達・事業者の調達)	35	第4	1	(10)	イ	(イ)	—	質問	下水道(貴企業団の調達・負担以外で利用する場合)とありますが、ここでいう下水道とは放流水設備から川崎市下水道へ放流する下水道料金を指す(生活排水に関する下水道使用料は含まない)という理解でよろしいでしょうか。	ピコプランクトン対策等で企業団が必要と判断した場合以外で排水処理過程で生じる処理水を下水道に放流する場合に発生する料金を想定しています。
95	脱水土の運搬・処分 (積込重量の測定)	35	第4	1	(10)	エ	—	—	質問	脱水土の運搬・処分にあたり、収集・運搬車両の積込重量は浄水場内のどこで測定しているか、ご教示願います。	ホッパーに付属しているロードセルで測定しています。
96	脱水土の運搬・処分	35	第4	1	(10)	エ	—	—	質問	「脱水土の運搬・処分に要する費用は、その発生量に応じて決定する。」とありますが、発生量とは「運搬・処分量」を指すという理解でよろしいでしょうか。	発生量は、脱水量を指します。なお、費用の算定は、乾燥重量で行います。
97	脱水土による運搬・処分が困難となった場合の対応	36	第4	1	(10)	エ	—	—	質問	「与条件を超過する状況が発生し、脱水土による運搬・処分が困難となった場合には、企業団と協議したうえで、汚泥の状態での運搬・処分に対応すること」とありますが、事業者には帰責がない場合においては運搬・処分を事業者が対応し、その費用は別途精算ができるという理解でよろしいでしょうか。	表1-9.の条件を逸脱する場合で、脱水土による運搬・処分が困難となった場合は、ご理解のとおりです。
98	薬品 (放流水設備の使用量に関わる基本条件)	36	第4	1	(10)	オ	—	—	質問	「ピコプランクトン対策等として設置する放流水設備に必要な薬品は、事業者が調達すること。」とありますが、本内容の費用算出に必要なとなる「処理水量、処理前の水質・処理後の水質条件」の基準値をご提示願います。また、上記の条件から実処理水量や対象水質が異なる場合には、別途精算に関わる協議を行っていただけるという理解でよろしいでしょうか。	処理水量、処理前の水質データは第1回閲覧資料の放流水関係測定データをもとに事業者が判断してください。また、処理後の水質条件については、等々力処理区の「公共下水道への下水の排除基準表」を参照してください。なお、ピコプランクトン対策等として設置する放流水設備の処理水量や処理前水質は、事業者の排水処理施設の運用方法により変わるため、基準値は設けていません。そのため、協議も行う予定はありません。
99	薬品 (ボイラー及び水質測定に係る薬品)	36	第4	1	(10)	オ	—	—	質問	「事業者が設置したボイラー(加温設備を設けた場合)及び水質測定に係る薬品のうち、企業団が支給したもの以外は、事業者が調達すること」との記載がありますが、貴企業団から支給して頂ける薬品の仕様と年間の支給数量をご教示願います。	水質測定用薬品及びボイラー用薬品は、事業者負担で調達してください。ただし、本事業の運転維持管理期間開始時において、企業団から現受託業者に支給している以下の薬品が残っている場合は、そのまま使用していただくことで構いません。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
100	休日・時間外対応 (事業者負担の見込み)	36	第4	1	(10)	カ	—	—	質問	「・・・一定程度の休日・時間外対応を事業者負担として見込んでいる。」とありますが、事業者が負担する具体的な見込み数について、以下の内容をご教示願います。 ・1回あたりの休日・時間外対応に関わる人数・時間（年間の最大・最小・平均） ・年間の休日・時間外対応に関わる総時間数	脱水機設備の仕様が事業者提案であり、その仕様によって休日・時間外対応の時間が変わることが想定されますので、具体的な見込み値については提示できません。事業者が設置する脱水機等の仕様から必要時間数等を計上していただきます。 なお、本事業の見込み値については、過去数年の実績から、水量や新旧切替時の運用台数の減少等を踏まえた数値としています。
101	休日・時間外対応 (事前対応に関わる費用負担)	36	第4	1	(10)	カ	—	—	質問	「台風等の想定外の事象により、表4-3のとおり・・・発生した休日・時間外運転の費用については、企業団が費用を負担する。」とありますが、例えば台風等によりあらかじめ濁度上昇が想定される場合において、排泥池・濃縮槽の貯留率を事前に下げるために休日・時間外対応を行う場合の費用負担も本内容に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	企業団が費用を負担するのは、表4-3に記載されている「濁度・水量の条件のいずれかを逸脱した際に発生した休日・時間外運転の費用」としています。排泥池・濃縮槽の貯留率を下げるための事前の作業が、本条件に該当しない場合は、事業者負担となります。
102	休日・時間外対応	36	第4	1	(10)	カ	—	—	質問	表4-3（休日・時間外対応の見込み及び別途支払う場合の条件）について、例えば高濁度（121度）で計画標準・計画最大の水量内であっても、長期間高濁度が継続された場合には排水処理の施設能力を超えてしまう場合もあると思慮します。そのような合理的な理由がある場合の休日・時間外対応においては、費用負担に関わる協議を行っていただけという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
103	休日・時間外対応 (超高濁度)	36	第4	1	(10)	カ	—	—	質問	表4-3（休日・時間外対応の見込み及び別途支払う場合の条件）で「超高濁度が参考（710度）」として記載されていますが、本内容は表記される参考値に限らず、事象の都度、貴企業団と事業者で超高濁度（高濁度を超えるもの）として取り扱われるかどうか、協議により定められるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P.36に記載の通り、「濁度・水量の条件のいずれかを逸脱した際に発生した休日・時間外運転の費用」としており、参考の710度に限らず、高濁度（121度）を超える場合は、濁度及び水量の条件を勘案し、企業団と事業者の協議により決定します。
104	休日・時間外対応 (新設排水処理施設の運転開始前における水量基準)	36	第4	1	(10)	カ	—	—	質問	表4-3（休日・時間外対応の見込み及び別途支払う場合の条件）の水量表記について、現在の表記（計画標準：～620,800m³/日・・・）は新施設に関わる値が表記されており、既設施設の水量については、以下のとおり読み替えるという理解でよろしいでしょうか。 計画標準水量：～620,800m³/日→484,300m³/日 計画最大水量：～786,000m³/日→576,900m³/日	更新期間中は、以下に記載の水量に読み替えます。 計画標準水量：～620,800m³/日→484,300m³/日 計画最大水量：～786,000m³/日→576,900m³/日
105	休日・時間外対応 (開始・終了の判断)	36	第4	1	(10)	カ	—	—	質問	休日・時間外対応の開始及び終了の判断は、貴企業団と協議の上決定されるという理解でよろしいでしょうか。	休日・時間外対応の開始及び終了の判断は、排水処理の運用に関するものですので事業者にて判断してください。 ただし、台風等による超高濁度等、浄水場の運用にも関係する場合は、企業団から指示することもあります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
106	支給品及び貸与品 (界面活性剤の測定器)	37	第4	1	(11)	イ	—	—	質問	貴企業団から貸与される界面活性剤の測定器(簡易発泡確認器具)について、メーカーと型番をご教示願います。	一般的な比色管を用いて、標準物質を指標に発泡性の判定を行っています。そのため、メーカー・型番等の指定はありません。
107	支給品及び貸与品 (界面活性剤の測定器)	37	第4	1	(11)	イ	—	—	質問	貴企業団から貸与される界面活性剤の測定器(簡易発泡確認器具)について、校正等の管理は貴企業団が行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
108	支給品及び貸与品 (小型球形藻類の測定)	37	第4	1	(11)	—	—	—	質問	小型球形藻類個体数の測定に必要な機器の貸与、もしくは測定時に貴企業団の機器を使用させていただくことは可能でしょうか。	測定に必要な機器等は、界面活性剤の測定器(簡易発泡確認器具)を除き、事業者にて準備してください。
109	支給品及び貸与品 (使用できなくなった場合の対応)	37	第4	1	(11)	オ	—	—	質問	「…自然劣化や消耗により使用できなくなった貸与品は、企業団に報告し、返納すること」との記載がありますが、この場合、本業務に必要な貸与品の再購入手続きは貴企業団で行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
110	安全管理 (見学者対応)	37	第4	1	(12)	ウ	—	—	質問	「事業者は、作業員、関係職員、見学者等の安全を確保するため…」との記載がありますが、見学者の対応については、事業者は見学ルート of 安全確保に必要な養生等を行い、見学者への説明や引率は貴企業団がご対応されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
111	衛生管理 (バッジ、腕章等)	37	第4	1	(13)	イ	—	—	質問	「…バッジ、腕章等を着用させること」との記載がありますが、本事業に従事する者であることが分かるものであれば、名札等でも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りで、当該事業に従事している者であることが分かるものを着用させてください。
112	事業終了時の業務引継ぎ	38	第4	1	(15)	イ	—	—	質問	事業終了時における貴企業団及び次期事業者への業務引継ぎについて、想定されている引継ぎ時期と期間をご教示願います。	事業期間の最終年度の半年程度を想定しています。
113	事業終了時の業務引継ぎ	38	第4	1	(15)	イ	—	—	質問	事業終了時の業務引継ぎについて、「また、業務完了日の翌日以降も企業団及び次期事業者への技術協力を求められた場合は、引続き技術指導を行い…」とありますが、業務完了日の翌日以降に関わる技術指導の日数については、それまでの引継ぎ内容などを踏まえ、協議により定めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りで、今回の事業者と次期事業者との協議で決定してください。
114	車両の駐車	38	第4	1	(17)	—	—	—	質問	本業務の履行に必要な車両について、従事者が通勤で使用する車両も認められるという理解でよろしいでしょうか。また、台数に上限がありましたらご教示願います。	ご理解のとおりです。 台数については、場内の敷地に限りがあるため、特に更新事業期間中は、車両台数の制限をお願いする場合があります。そのため、台数の上限については契約後に協議で決定します。
115	車両の駐車	38	第4	1	(17)	—	—	—	質問	本業務の履行に必要な車両の常駐にあたっては、35頁にご記載の執務室等と同様に無償で利用できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、No. 114の回答のとおり台数の上限は協議により決定します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
116	別途業務との調整	38	第4	1	(18)	—	—	—	質問	「企業団が別途発注する工事、委託等において、双方の業務に支障が生じないよう…また、企業団の求めに応じて事前準備・復旧作業等を行うこと。」とありますが、本内容は、貴企業団が別途発注した業者と共に作業を行うということではなく、排水処理施設に関わる安全通路の確保や工事等の内容に応じて必要となる機器の運転操作などを行うことを想定されているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、企業団が別途発注する工事に伴う、排水処理施設の作業エリアの分割、片池運用などの施設停止や設備養生なども事業者にて対応してください。
117	施設の立入り (機械警備システム)	38	第4	1	(20)	ア	—	—	質問	機械警備システムの契約は本事業においても貴企業団であり、故障やそれに係る復旧費用等の負担も貴企業団という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
118	廃棄物の処分	39	第4	1	(25)	—	—	—	質問	廃棄物の処分にあたり、スクリーンの清掃などで発生したし渣等について、現在の処分方法と過去3年分の処分量をご教示願います。	過去3年分の処分量は提示できませんが、一週間に70L程度処分しています。処分方法は、廃棄物として場外搬出(運搬・処分委託)しています。
119	運転計画 (変更があった場合の費用負担)	40	第4	2	(1)	ア	—	—	質問	「企業団が西長沢浄水場の運用等、施設の状態等により運転計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と協議・相談の上、企業団から運転計画の変更を指示する」とありますが、これによって追加費用が発生した場合、その費用は貴企業団にご負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。	企業団と事業者の双方で協議を行い、費用負担等を決定します。
120	更新前の脱水機設備に関わる運転系列	40	第4	2	(1)	イ	(イ)	—	質問	「脱水機設備の更新前の系列数は5系列であるが、運転系列数は原則4系列の範囲とし…」とありますが、原則との記載から、設備状態や処理の負荷状況等に応じて5系列運転も可能という理解でよろしいでしょうか。 また、上記が可能な場合、5系列運転を行う際の条件や制約等があればご教示願います。	運用可能な状況であれば5系列運転も可能です。ただし、浄水場の契約電力を超過しないことなどが条件です。
121	着水井への返送可能な水質基準値	40	第4	2	(1)	イ	(エ)	—	質問	「着水井への返送可能な基準」とは、44頁 表4-4(水質測定項目)の「返送可否の基準値」項目が対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、返送可否の基準値に記載のない「目視確認」についても備考を含めた対応が必要です。
122	ビコブランクトン増殖時の対応	40	第4	2	(1)	イ	(カ)	—	質問	「ビコブランクトンが増殖した場合は、次亜散布や放流水設備による系外排出等により対応すること。」との記載がありますが、ビコブランクトン個体数の基準値などがありましたらご教示願います。	契約後、引継ぎ期間において具体的な数値を示します。
123	ビコブランクトン増殖時の対応	40	第4	2	(1)	イ	(カ)	—	質問	ビコブランクトンが増殖した場合の次亜散布や系外排出等の開始・終了のタイミングは、貴企業団の指示に基づくとの理解でよろしいでしょうか。	契約後、引継ぎ期間において、具体的な基準や対応方法を示します。ただし、事業開始後は、事業者が対応方法を判断し、企業団の了承を得たうえ決定するものとします。
124	ビコブランクトン増殖時の対応	40	第4	2	(1)	イ	(カ)	—	質問	ビコブランクトンが増殖した場合の次亜散布について、散布場所と散布方法をご教示願います。	排泥池又は濃縮槽において次亜塩素酸ナトリウムを人力で散布することを想定しています。詳細な散布方法等は、引継ぎ期間に示します。 ただし、本事業における次亜の散布時期等については、事業者が判断し、企業団の了承を得たうえ決定するものとします。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
125	既設放流水設備 (薬品の仕様・年間使用量)	40	第4	2	(1)	イ	(か)	—	質問	「放流水設備は、業務開始から新設設備稼働までにおいても、事業者にて必要な設備を設置し、運転維持管理すること」とありますが、既設の放流水設備において、使用している薬品の仕様、年間使用量をご教示願います。 本質問は、閲覧資料の排水処理実績（放流水関係データ）で、年度によっては情報がない資料や単位表記等に不明な部分があったため、確認するものです。	第1回閲覧資料の放流水関係測定データのほか、R7年度までの放流水関係測定データを第3回閲覧資料で公開しますので、それらの資料をもとに事業者にて検討し、判断してください。
126	専門技術者による法定点検・精密保守点検 (消防設備)	41	第4	2	(2)	ウ	—	—	質問	消防設備点検は、事業者が実施するという理解でよろしいでしょうか。事業者が実施する場合には、過去3年分の報告書をご開示願います。	消防設備点検は浄水場側で一括で実施するため、本事業の範囲外となります。
127	専門技術者による法定点検・精密保守点検 (消防設備)	41	第4	2	(2)	ウ	—	—	質問	消火器の機能点検（抜き取り式）、交換は事業者が実施するという理解でよろしいでしょうか。事業者が実施する場合には、現在使用している消火器の機能点検（抜き取り式）結果、有効期限、本数が把握できる資料をご開示願います。	No.126の回答を参照してください。
128	専門技術者による法定点検・精密保守点検 (クレーン設備)	41	第4	2	(2)	ウ	(ア)	—	質問	クレーン設備法定点検について、直近3年分の報告書をご開示願います。 また、本事業の運転維持管理業務で対象施設となるクレーン設備について、性能試験を実施した直近の年月日をご教示願います。	第3回閲覧資料として開示します。
129	専門技術者による法定点検・精密保守点検 (空調機)	41	第4	2	(2)	ウ	(ウ)	—	質問	空調機保守点検について、過去3回分の報告書をご開示願います。	第3回閲覧資料として開示します。
130	建築物及び建築設備の点検業務	41	第4	2	(2)	オ	—	—	質問	「既設の建築物、並びに建築設備について、建築物定期点検※1を行い、…」とありますが、過去3年分の建築物定期点検結果をご開示願います。	第3回閲覧資料として開示します。
131	土木構造物の点検業務	42	第4	2	(2)	カ	—	—	質問	本事業で点検対象となる土木構造物について、過去に実施された点検結果をご開示願います。また、外部発注等で点検を実施された場合には、当該仕様書等を合わせてご開示願います。	第3回閲覧資料として開示します。
132	対象施設の簡易な補修	42	第4	2	(2)	キ			質問	「簡易な補修を行い」とありますが、簡易について貴企業団と事業者でその見解に相違が生じることが懸念されますが、定量的に示していただくか、簡易に関わらず協議を行っていただくことは可能でしょうか。	軽易な補修の範囲について協議を行うことは可能です。
133	計画修繕業務	42	第4	2	(3)				質問	工事期間中に監視制御設備を更新しますが、当該設備は事業期間中に耐用年数を迎えます。計画修繕業務には、次期監視制御設備への更新が含まれているという理解でよろしいでしょうか。	No.31の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
134	計画修繕業務	42	第4	2	(3)				質問	計画修繕業務には監視制御設備の更新が見込まれているという認識ですが、その場合、更新回数はどの程度見込んでいるかご教示いただけますでしょうか。	保守点検等の状況を踏まえ、事業者にて必要な交換回数を検討してください。
135	計画修繕業務	42	第4	2	(3)	イ	ー	ー	質問	計画修繕について、応札時点で新設設備の修繕計画を立てるものの、長期に渡る事業であることから、必ずしも計画通りに行うことが設備能力・機能確保に適切ではない場合も想定されます。以上を踏まえ、維持管理開始後に事業者のリスク負担を前提として、以下の内容は可能という理解でよろしいでしょうか。 ①修繕の実施時期を変更する ②修繕の内容を変更する ③一部の修繕を省略・追加する	ご理解の通りです。 ただし、維持管理開始後に変更する場合は、年度別運転維持管理業務計画書に記載してください。
136	業務計画書	42	第4	2	(3)	イ	ー	ー	質問	ここでいう「業務計画書」とは、文章前段のものは前項アと同様に事業期間全体の計画を指し、文章後段の「毎年の業務計画書」とは年度別運転維持管理業務計画書に含む計画を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
137	計画修繕業務	42	第4	2	(3)	エ			質問	「事業者の判断により既設施設を継続利用する場合、新設施設と同等に、事業者が計画修繕を行うこと。」との記載がありますが、新しい監視制御設備への切替が完了するまで既設監視制御設備を残して新旧同時監視を継続する場合、既設監視制御設備の計画修繕は、事業者にて実施するという理解でよろしいでしょうか。	新しい監視制御制御設備への切替が完了した後、既設監視制御設備を撤去する場合は、既設監視制御設備は既設施設の扱いとなりますので、計画修繕は企業団にて実施します。
138	脱水機設備のろ布交換	42	第4	2	(3)	オ～ク	ー	ー	質問	オ～クの各項で示される脱水機設備ろ布交換（計画修繕）に関わる内容は、32頁 表4-1（業務分担表）に示される区分のとおり、新設施設を対象としたものであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
139	計画外修繕業務	42	第4	2	(4)	ー	ー	ー	質問	計画外修繕の実施にあたっては、設備の状況等を踏まえ「復旧に必要な作業内容」や「外部発注が必要な場合の業者選定」等を事業者の裁量で行い対応するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
140	計画外修繕について	43	第4	2	(4)	エ			質問	計画外修繕は年間250万円とし、上限を超過した範囲は設計変更対象とするとありますが、軽微な修繕についてもその都度設計変更の対象として事業者側が実施するという理解でよろしいでしょうか。	設計変更の対象とはしませんが、事業者が実施する理解で間違いありません。 ただし、要求水準書に記載の通り、計画外修繕の上限額を超過した範囲は、企業団と協議の上、事業者又は企業団が実施します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
141	計画外修繕業務	43	第4	2	(4)	エ	—	—	質問	既設施設に対する計画外修繕について、「上限を超過した範囲は設計変更対象とし、企業団と協議の上、事業者又は企業団が実施する。」とありますが、既設施設のうち建築物及び建築設備については、要求水準書(案)41頁 第4 2 (2) オ (7) にご記載のとおり、計画外修繕の上限額を超える場合は、貴企業団にて計画外修繕を実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
142	排出事業者	43	第4	2	(5)	イ	(7)	—	質問	「脱水土(脱水ケーギ)の排出事業者は、事業者とすること」とありますが、本内容は既設施設・新設施設の区分に関わりなく、引継ぎ期間を除く運転維持管理期間(令和10年4月～令和35年3月31日まで)を対象に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排出事業者とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
143	収集・運搬車両の選定	43	第4	2	(5)	イ	(ウ)	—	質問	収集・運搬車両の選定にあたり「積込みスペースや既設ホッパーとの離隔等を確認すること。」とありますが、運搬車両の高さや幅等に制約があれば、具体的にご教示願います。	具体的な制限値は有りませんが、積込みスペースが狭小であるため、現地確認のうえ、運搬車両を選定してください。
144	その他業務 (植栽管理)	43	第4	2	(6)	—	—	—	質問	「植栽管理」の記載がありませんが、植栽管理は貴企業団にてご対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
145	各種水槽の清掃 (清掃対象)	44	第4	2	(6)	イ	(7)	—	質問	各種水槽(排水池、排泥池、濃縮槽等)の清掃が記載されていますが、濃縮槽等の「等」の部分について、想定されている対象施設があれば、現在の清掃頻度と合わせてご教示願います。	排水池、排泥池、濃縮槽以外の清掃は想定していません。要求水準書(案)を修正します。
146	各種水槽の清掃 (清掃頻度)	44	第4	2	(6)	イ	(7)	—	質問	各種水槽(排水池、排泥池、濃縮槽等)の清掃が記載されていますが、次号(イ)で示される排水池以外の清掃頻度は事業者が定めるという理解でよろしいでしょうか。また、各種水槽に関して現在の清掃頻度をご教示願います。	ご理解のとおりです。 ただし、要求水準書(案)42頁 第4 2 (2) カ にご記載のとおり、土木構造物の点検頻度を5年に1回以上としているため、これに対応する必要があります。 清掃頻度について、排水池は概ね2年ごと、排泥池及び濃縮槽は、内装機器の修繕時等に実施しており、直近の実績は次のとおりです。 ・排泥池：令和2年度 ・濃縮槽：令和7年度
147	各種水槽の清掃 (堆積汚泥の処分実績)	44	第4	2	(6)	イ	(7)	—	質問	「…に堆積した汚泥等の清掃を行うこと。」とありますが、次号(イ)で示される排水池を除き、本業務の対象となる各種水槽の収集・運搬及び処分した量の過去実績3回分をご教示願います。	排水池を除く水槽に堆積した汚泥等は、排水処理施設内で処理しているため、収集・運搬及び処分はしておりません。
148	各種水槽の清掃 (排水池の清掃)	44	第4	2	(6)	イ	(イ)	—	質問	排水池の清掃・点検について、過去に実施された年月日と報告書をご開示願います。 本内容は、地上部と排水池の高低差が大きいことから、現状の堆積した汚泥(アンスラサイト)の収集・運搬方法などの内容を確認するため、質問するものです。	第3回閲覧資料として開示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
149	水質測定 の 頻度	44	第 4	2	(6)	ウ			質問	「表4-4水質測定項目」にて濁度、pH、Mn、水温の測定頻度が「1回以上」となっていますが、休日を除いた1日に1回以上との理解でよろしいでしょうか。	業務日（排水処理施設稼働）において1回/日以上 の測定としています。
150	着水井の返送可否に関わる基準値	44	第 4	2	(6)	ウ	(ア)	－	質問	表4-4（水質測定項目）で示される返送可否の基準値について、「協議にて決定とする」とありますが、現状の水質に関する各基準値が設定されましたら、参考までにご教示願います。	浄水処理後の水質を想定して水質項目の返送可否の基準を決定しているため、現段階での提示はできません。
151	着水井の返送可否に関わる基準値 (過去の測定実績)	44	第 4	2	(6)	ウ	(ア)	－	質問	表4-4（水質測定項目）で示される返送可否の基準値について、「協議にて決定とする」とありますが、濁度・小型球形藻類個体数・界面活性剤濃度それぞれの測定結果を過去3年分ご開示願います。	第3回閲覧資料として開示します。
152	水質測定業務 (測定頻度)	44	第 4	2	(6)	ウ	(ア)	－	質問	表4-4（水質測定項目）で示される濃縮槽・ろ液槽を対象とした濁度、pH、Mn、水温の測定頻度が「1回以上」とありますが、本内容は「平日（開庁日）に1回/日以上」という理解でよろしいでしょうか。	No.149の回答を参照してください。
153	水質測定業務 (小型球形藻類個体数)	44	第 4	2	(6)	ウ	(ア)	－	質問	表4-4（水質測定項目）小型球形藻類個体数について、現在測定に用いられる測定器のメーカー及び型式（仕様）をご教示願います。 また、可能であれば測定器や付属物などの外観の写真をご開示願います。	測定機器は、蛍光顕微鏡[メーカー名：オリンパス型式:B X 5 1]を使用しています。 付属物などに関しては第3回閲覧資料として開示します。
154	水質測定項目 (小型球形藻類個体数)	44	第 4	2	(6)	ウ	(ア)	－	質問	表4-4（水質測定項目）で示される小型球形藻類個体数について、連続測定による測定は認められるでしょうか。	連続測定による測定は認めますが、現状の測定方法である検鏡と同等程度の精度を求めます。
155	水質測定項目 (小型球形藻類個体数)	44	第 4	2	(6)	ウ	(ア)	－	質問	表4-4（水質測定項目）で示される小型球形藻類個体数の測定について、※2で示される測定頻度追加に関わる基準値をご教示願います。 また、通常時（1回/週）からどの程度の頻度追加を想定されているのでしょうか。	契約後、引継ぎ期間において具体的な数値を示します。
156	水質測定業務 (界面活性剤濃度、下水排水基準項目、目視確認)	44	第 4	2	(6)	ウ	(ア)	－	質問	表4-4（水質測定項目）で示される界面活性剤濃度、下水排除基準項目、目視確認の測定頻度は「適時」とされています。これらの測定における実施条件、想定頻度、採水地点をご教示願います。	界面活性剤濃度は、脱水機ろ布交換後の洗浄排水を想定しています。 下水排除基準項目については、下水道の排除基準への適合を確認するものであり、具体的な条件、頻度等は川崎市との協議によります。現在の採水地点は、濃縮槽及び放流水設備の放流槽です。 目視については、日常点検時や油等の漏洩の恐れがある事象が生じた場合等に行うことを想定しています。
157	水質測定項目 (下水排除基準項目)	44	第 4	2	(6)	ウ	(ア)	－	質問	表4-4（水質測定項目）で示される下水排除基準項目について、直近5年における各年度の測定頻度、及びそれぞれの測定結果をご教示願います。	下水排除基準項目に関する測定は、放流水設備からの下水放流時のみ行っております。測定頻度及び測定結果は、第一回閲覧資料の放流水関係測定データを参照ください。令和7年度のデータに関しては、第3回閲覧資料として開示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
158	下水道排除基準	45	第4	2	(6)	ウ	(ウ)		質問	川崎市では処理区により下水道排除基準が異なっていると認識しています。 放流水設備により下水放流を行う場合に適用される処理区(入江崎・加瀬・等々力・麻生)の区分を御教示ください。	処理区は、等々力になります。
159	企業団の防災計画 (震度の基準地点)	45	第4	2	(6)	エ	(ウ)	—	質問	「川崎市内で地震が発生、又はその発生のおそれがある場合は、企業団の防災計画をもとに以下の対応を行うこと。」とあり、各震度が記載されていますが、この震度は「川崎市宮前区」の震度との理解でよろしいでしょうか。	宮前区に限定せず、市内のいずれかの測定点を対象としています。
160	本質問に対する回答の取り扱い	—	—	—	—	—	—	—	質問	本要求水準書(案)の質問に対する回答は、入札公告以降にも適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、時系列的に新しい文書が優先されます。
161	第1回質問に対する回答 No. 2								質問	「廃棄物処理施設設置許可の申請手続きは、事業者の業務範囲とします。～申請に係る資料作成及び申請手続きの費用は事業者が負担するものとします。」とありますが、2026年1月1日の改正行政書士法の施工に伴い、行政書士でない者が「官公署に提出する書類(電磁的記録を含む)の作成を、他人の依頼を受け名目の如何を問わず報酬を得て業として行うこと」は原則として行政書士法に違反することが明確化されました。事業者(請負者)側が許認可申請に係る書類作成等を請負ったうえで、それを行政書士(法人)に再委託する行為も当該法令に抵触するおそれがあります。これらを踏まえ、事業者(請負者)で対応できる業務範囲としては、書類作成の相談に応じることや申請書類に関する官公署(届出窓口)への同行や工事概要説明に限定され、「申請書類の作成、提出作業、申請費用の負担」についてはご発注者である貴企業団が行う、あるいは貴企業団が別途委託した行政書士が行う(申請費用の負担は除く。あくまで発注者による負担が必要)ものであると理解しますが、よろしいでしょうか。	No. 3の回答を参照してください。
162	別紙10								質問	脱水機設備フローシートにおいて、コア洗浄ポンプがありますが、これの用途をご教示願います。	ろ板にある汚泥の供給路に残留した未脱水の汚泥を洗い流すために使用するものです。
163	別紙12(1/17)								質問	ろ布洗浄水槽～ろ布洗浄ポンプ間の配管は更新対象外となっていますが、その様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、事業者が必要と判断した場合は、更新も可能です。
164	別紙12(9, 11, 12/17)								質問	9/17では2FL下部の床グレーチング、2FL上部の梁・柱・ホイストレールは更新対象外ですが、11/17や12/17の断面図では2FLの床グレーチングは更新対象となっています。2FL床グレーチングの更新要否をご教示願います。併せて2FL床を構成する梁・柱、また一体となっているホイストレールの更新要否をご教示願います。	2F下部の床グレーチング、ホイストレールは更新対象ですが、梁、柱は更新対象外となります。別紙12_9/17を修正します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所						質問/意見	内容	回答
165	別紙12(11, 12/17)								質問	脱水機支持架台やケーキホッパ支持架台の柱脚部基礎は更新対象外となっていますが、既設流用可と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
166	別紙12(15/17)								質問	撤去対象である既設放流水配管、混合槽配管、上澄水配管の埋設深さをご教示願います。	第2回閲覧資料「旧放流水設備関係 竣工図面」を確認してください。
167	排水処理月報								質問	排水処理電力月報で記録されている電力量の対象負荷をご教示願います。	排水処理棟電気室の受電系統に接続される負荷を対象としています。